

# 福井市週休2日制促進工事 実施要領細則

## 1 総則

福井市週休2日制促進工事实施要領の補足を定める。

## 2 週休2日の定義

- 休日については、原則土・日曜日及び祝日とするが、祝日の扱いについては、受注者の社内規定に則した扱いとする。
- 天候の影響による予定外の現場閉所日は、対象外期間ではなく、**休日に含めるものとする**。ただし、これら天候の影響で災害対応に携わることになった場合は、その従事期間を対象期間外とする。

## 3 発注方式

- 発注者指定方式、受注者指定方式共に、設計金額の設定は行わないが、当面の措置として、**発注者指定方式**においては**設計金額 1,000 万円以上の工事**、**受注者希望方式**においては、**設計金額 200 万円以上の工事**を対象とする。

## 4 補正方法

- 経費の補正については、発注者指定方式、受注者希望方式のいずれにおいても、**当初設計時に「4週8休」の達成を前提として、該当する補正係数を乗じた単価、及び諸経費で発注する**。
  - ◆ 発注者指定方式の場合、達成状況を確認し、**4週8休に満たなかった場合、補正係数を全て 1.00 に戻し変更契約**を行うこと。
  - ◆ 受注者希望方式の場合、達成状況を確認し、**表1に示す現場閉所率に応じた補正係数にて変更契約**を行うこと。なお、以下の場合には**補正係数を 1.00 に戻し減額変更**する。
    - ・ 現場閉所率が4週6休に満たない工事
    - ・ 着手前、週休2日制促進工事に取り組むか否かについて、監督職員に一切の報告がなかった工事
    - ・ 着手前の打合せ時に週休2日の取組を行わない旨を報告し、受発注者双方が合意した工事

表1 受注者希望方式の経費補正係数

現場閉所率	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率 25.0%以上 28.5%未満)	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率 21.4%以上 25.0%未満)	1.01	1.01	1.02	1.03
4週6休未満 (現場閉所率 21.4%未満)	補正なし			

- 本要領及び経費補正については、土木工事(土地改良、林道、上下水道工事を含む)、港湾・漁港工事、及び建築工事を対象としており、その他設備工事(機械、電気通信設備)については、各積算基準を参照し、適宜、経費補正等を行うものとする。

## 5 附則

この細則は、令和4年4月1日から適用する。